

広島県がん対策推進委員会について

1 設置目的

平成 27 年 3 月に制定した広島県がん対策推進条例に基づき、がん対策に関し調査審議するため、知事の附属機関として設置。

2 検討事項（広島県がん対策推進条例第 22 条）

- (1) がん対策推進計画の策定又は変更に関する事項
- (2) がん対策の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項

3 検討体制（広島県がん対策推進委員会設置要綱第 6 条第 2 項）

委員会は、必要があると認めるときは、専門的に調査・協議する組織等の意見を聴くことができる。

がん予防・検診推進会議
緩和ケア推進会議
情報提供・相談支援会議

がん登録については、これまで地域がん登録を推進する方策等を検討するため専門部会を設置していたが、平成 28 年 1 月から全国がん登録が実施されたため、がん登録情報については各会議で活用・検討を行い、その他必要な事項については、がん対策推進委員会において審議することとした。

★ がん対策推進に必要な事項の協議・提案

★ 計画の進捗管理

- ・ 施策等が PDCA サイクル〔計画 (Plan) - 実施 (Do) - 評価 (Check) - 改善 (Action)〕によりきちんと回っているかどうか、特に「評価 (Check)」については、県民や専門家等の立場から検証する。
- ・ 社会情勢の変化等を踏まえて、保健医療計画の中間評価との整合を図り、3 年後に必要なに応じて計画の見直しを行う。

[委員会による進捗管理等]

